

令和8年度 南が丘中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめのとりえ方」

法の規定を受け、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 本校のいじめ防止

- ・学校の教育活動全体を通じて、豊かな心の育成をはかる。
- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など様々な場面において、道徳教育の推進および情報モラル教育を充実させ、人間関係、社会性の形成能力の育成をはかる。
- ・本校の目指す姿→『 **あけつ** 』をいじめ防止の基本とする。



あいさつ

明るく、元気な「あいさつ」を交わせる学校にしましょう。札幌市で一番の「あいさつ」を目指しましょう。

生活の基本となる明るく元気なあいさつを交わすことで、互いの仲間意識を高め、尊重し合う学校をつくる



いのちを大切に

いじめやいたずらをなくし、他の人はもちろん自分の命も大切にする学校にしましょう。

お互いの命を大切にするということを第一に考え、道徳をはじめとした各教科の学習や、生徒同士の呼びかけにより意識の向上をはかる



さわやかマナー

場所と時間に応じた「マナー」がさわやかな学校をつくります。さわやかな「マナー」を身に付け、実践しましょう。

小さなマナーを積み重ねることで、誰もが暮らしやすく明るい雰囲気になった学校をつくる



伝える・伝わる

自分の言葉で表現して「伝える」ようにしていきましょう。聞く側も発せられた言葉の意味を聞き取れるようにしましょう。

相手のことを考えた接し方や気持ちの伝え方を学び、発する側も聞く側もお互いが良い方向に高め合う集団をつくる

3 未然防止

- (1) 学校体制の確立
 - ・相談活動がしやすい環境を作る。
 - ・多くの教職員で生徒を見守る。
 - ・教職員間の連携を密に行い、問題意識を共有する。
 - ・スクールカウンセラー、相談支援パートナー、校内学びのサポーターとの連携をはかる。
- (2) 学び合い学習の推進
 - ・少人数グループ、集団学習での学び合いを適宜取り入れる。
 - ・学び合いにおける授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を確立し、倫理的社会的能力を育む。
 - ・道徳の授業において命を大切にす教材を扱ったり、社会性を育成する活動を行ったりする。
- (3) 生徒会におけるいじめ防止
 - ・生徒主体の活動を実施する。生徒会でいじめ防止を呼びかける。
- (4) 異学年交流の場の重視
 - ・生徒会活動、部活動での活動を充実させる。
- (5) 情報モラル教育の充実
 - ・定期的に外部機関による講演会などを開催し、生徒及び保護者の意識を高める。
- (6) 保護者、地域との連携
 - ・学校の姿勢や考えを示し理解を得る工夫を行う。
 - ・保護者が集まる機会を利用していじめ防止に向けた情報提供を行う。
 - ・地域社会に呼びかけ、多くの人たちで生徒を見守る地域環境を作る。
- (7) その他
 - ・校区の小学校、高等学校との連携をはかる。
 - ・南が丘中学校区青少年健全育成推進会において、地域、町内の役員、主任児童委員、少年育成指導員との情報交流を行う。

4 早期発見

- (1) アンテナを高く、感度を鋭くする
 - ・教室の机の状況、日頃の何気ないやりとりから些細な変化を感じ取る。
- (2) 生徒との信頼関係の構築
 - ・生徒との望ましい人間関係を作り、信頼していじめを訴えられる環境を作る。
- (3) 教育相談体制や指導体制の整備と充実
 - ・教育相談で情報を得やすいように、事前アンケートの記載や日頃の状況などに気を配り、きめ細かい対話を行う。
 - ・いじめ対策や教育相談等についての校内研修会を計画的に実施する。
- (4) 客観的な情報収集の工夫
 - ・いじめ調査を定期的、継続的に行う。
 - ・日々の学習ノート、生活記録等で生徒の状況を把握する。

5 いじめへの対応

- (1) 初期段階での事実確認
 - ・「何があったのか、なぜ起きたのか」を明確に把握する。
 - ・生徒の心に配慮し、じっくりと丁寧に話を聞き取り、真相を明らかにする。
 - ・保護者、他の教職員などからも情報を収集する。
 - ・確認の時間などを時系列にまとめ記録として残す。
- (2) 詳細な事実確認
 - ・聞き取りにおいては共感的な姿勢を基本とする。
 - ・いじめている生徒が複数の場合は、複数の教職員で同時に事実と経過を聞き、状況を正確に把握する。
 - ・周囲の生徒に事実確認をする場合は、いじめられている生徒やいじめている生徒のプライバシーに配慮する。
- (3) 校内の指導、協力体制の確立・充実
 - ・「いじめ対策委員会」を定期的に開催して組織的な指導体制を確立し、対応方法や役割分担を共通理解する。また、必要に応じて臨時の委員会を開催する。
 - ・教職員に状況を報告し、共通理解をはかり、指導方針を決定し周知する。
 - ・管理職が不在の時は生徒指導部長が委員会を招集する。
- (4) いじめられている生徒への対応
 - ① 冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く
 - ・生徒との信頼関係ができている教職員が中心となって対応する。
 - ・安心感をもてるような約束や雰囲気作りを行う。
 - ② 安心して学校生活を送るための対応
 - ・場合によっては別室登校も考える。
 - ・深刻な被害がある場合、スクールカウンセラー、児童相談所、警察など諸機関との連携をはかる。
 - ③ 長期的な支援
 - ・問題が解決したように見えても解決していない場合や、いじめが再発する場合もあるため、長期的に見守っていく。いじめの解消は本人、保護者と面談した上で「いじめ対策委員会」で決定する。
- (5) いじめている生徒への対応
 - ① いじめられている生徒の気持ちを理解できるような指導
 - ・人権を侵害する行為であることを認識させる。
 - ② いじめに至った要因を探る指導
 - ・いじめに至った要因まで掘り下げて把握することが再発防止の観点からも重要である。
 - ・いじめた側にもカウンセリング等支援が必要な場合はSCと連携する。
 - ③ 自分の行為を見つめさせる指導
 - ・いかなる理由があっても決して許される行為ではないことを理解させる。
 - ・自ら相手と話し合える場を設定し、本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努めるようにする。
 - ・いじめられている生徒を守る観点から、いじめている生徒が別室で学習を行う場合もある。
 - ・状況により、児童相談所・警察など諸機関との連携をはかる。
 - ④ 温かい人間関係作りを実感させる指導
 - ・思いやりの心や規範意識を育成する。

- ・諸活動において、自尊意識、自己有用感、所属意識を高められるよう指導する。

(6) 周囲の生徒への対応

①いじめられている生徒の心の苦しみを理解させる

- ・はやし立てたり傍観したりしていなかったかを振り返らせる。
- ・誰でも加害者・被害者になり得るということを再確認し、今後の生活について考えさせる。

②再発防止に向けての指導

- ・なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしてしまったのかを考えさせる。
- ・「自分が標的になることを恐れていなかったか」という観点からも指導を行い、具体的な解決方法を示す。

③学年集会など

- ・再発防止の観点から行う。
- ・当該の生徒や保護者の了解のもと必要に応じて行う。
- ・二次的な被害が起きないように十分配慮する。

(7) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者への対応

- ・保護者の心情を十分に理解すると共に、学校の指導方針を説明し「生徒を守る」という姿勢の元で信頼関係を作る。
- ・誠意ある迅速な対応に努める。
- ・最終的には、加害者の保護者と話し合う場を設ける等、再発防止に取り組む。

②いじている生徒の保護者への対応

- ・事実を正確に伝えると共に、今後の関わり方について共通理解をはかる。
- ・いじめられている生徒の苦しみや辛さを理解できるようにすると共に、今後の指導方針を伝え、再発防止に向けて協力を仰ぐ。
- ・いじめに至った経緯を親子でじっくりと話し合ってもらう。
- ・いじめられている生徒および保護者への謝罪について話し合う。
- ・生徒と共に保護者が問題解決していけるように働きかける。
- ・カウンセリング等支援が必要な場合はスクールカウンセラーと連携する。

(8) インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめへの対応

- ・関係機関と連携をはかり速やかに書き込みなどの削除依頼をする（保護者が管理者に削除依頼をすることが望ましい）。
- ・トラブルが発生した場合は保護者が警察などに相談するよう促す。

(9) 重大事態への対応

- ・学校はただちに教育委員会へ報告し連携をはかる。

重大事態とは

- ①生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
（自殺企図、重大な傷害、重大な金品の被害、精神性の疾患の発症）
- ②いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③生徒等や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立があった時

6 校内組織

- ①「生徒指導交流」
 - ・定例職員会議における学年の現状について報告、情報交換を行う。
- ②「学びの支援委員会」
 - ・隔月開催を基本とし、年6回開催する。また、不登校、学習困難がいじめに起因していると「いじめ対策委員会」が判断した場合は、必要に応じて臨時の委員会を招集する。管理職が不在の時は生徒指導部長が招集する。
 - ・配慮を要する生徒の支援方針の決定、共通理解をはかる。「学びの支援委員会」の内容は、全職員に周知する。
- ③「いじめ対策委員会」

役 職	役 割 分 担
校長 教頭	①方針の明確化 ②保護者面接 ③教育委員会への報告と連携 ④外部機関との連携 ⑤マスコミ対応 ⑥記録の作成、保管
生徒指導部長	①情報の集約、共有 ②指導・支援の指示 ③対策委員会の設置 ④保護者面接 ⑤学びの支援委員会との連携 ⑥校内研修の実施 ⑦管理職不在時の任の代行
学年代表 学年生活係	①担任のフォローアップ ②生徒指導（事情聴取・説諭） ③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④保護者面接 ⑤アフターフォロー（解決後の生活の見届け・学年全体への指導）
学級担任	①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・学年・対策委員会への報告 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤保護者面接 ⑥アフターフォロー（解決後の生活の見届け・学年、学級への指導）
養護教諭	①生徒来室状況や、来室時における会話などの情報提供 ②一時避難場所としての機能
教育相談係	①スクールカウンセラー、相談支援パートナー、学びのサポーターとの連絡調整
スクールカウンセラー	①被害生徒・加害生徒へのカウンセリング
相談支援パートナー 学びのサポーター	①一時避難場所としての別室対応 ②学習支援

7 いじめ問題への取組年間計画

- ・ P D C A サイクルを重視して取組を行う。
- ・ 毎月定例の「いじめ対策委員会」を開催する。

月	取組・行事	内 容
4	生徒指導研修会	基本方針の確認（変更があれば職員会議に提案）
	学年 P T A 集会など	基本方針の周知
5	生徒会	いじめ防止の取組
6	いじめ調査①	記名式によるアンケート
	教育相談	生徒観察・情報収集
7	期末懇談	情報収集
1 1	いじめ調査②	市教委主催の記名式によるアンケート
1 2	期末懇談	情報収集
2	いじめ調査③	記名式によるアンケート
3	取組評価アンケート	年間の取組を振り返る職員へのアンケート
	取組の振り返り	年間の取り組みをチェックし次年度に活かす
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて日常的に生徒観察を行う。 ・ 学期の初めの生徒観察には特に気を配る。 ・ 状況に応じて、取組の評価を行う。 		